

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		2,589	189,820,380
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		77	1,467,820
債 務 控 除 額		1,280	14,735,672
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		324	1,179,189
課 税 価 格		2,602	177,731,717
相 続 税 額	算 出 税 額	2,550	24,194,194
	2 割 加 算 額	159	176,925
	計	2,550	24,371,120
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	114	36,189
	配 偶 者	497	6,031,516
	未 成 年 者	53	15,030
	障 害 者	49	37,213
	相 次 相 続	99	269,321
	外 国 税 額	-	-
	計	782	6,389,270
差 引 税 額		2,208	17,981,850
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		13	15,764
小 計		2,206	17,966,086
農 地 等 納 税 猶 予 額		67	1,196,758
株 式 等 納 税 猶 予 額		6	404,759
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,187	16,373,211
	還 付 税 額	7	8,641
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		925	75,080,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成17年分	2,890 人	199,102,760 千円	24,225,265 千円	7,387,338 千円	2,435 人	15,155,463 千円	1,036 人
平成18年分	2,848	213,272,591	30,764,341	10,432,353	2,392	19,255,297	1,014
平成19年分	3,029	208,678,167	29,163,530	9,882,831	2,519	18,390,503	1,063
平成20年分	2,903	192,679,250	26,039,796	9,130,783	2,425	15,881,873	1,000
平成21年分	2,602	177,731,717	24,371,120	6,389,270	2,187	16,373,211	925

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
富山	324	24,805,261	279	3,508,478	122
高岡	273	17,301,892	237	980,837	99
魚津	129	9,002,814	106	793,222	51
砺波	78	5,940,185	58	438,689	29
<b>富山県計</b>	<b>804</b>	<b>57,050,152</b>	<b>680</b>	<b>5,721,226</b>	<b>301</b>
金沢	629	47,818,844	545	4,983,603	217
七尾	85	4,282,143	72	226,947	27
小松	184	9,078,910	146	512,467	63
輪島	24	1,681,811	17	125,788	8
松任	154	11,034,861	132	872,206	50
<b>石川県計</b>	<b>1,076</b>	<b>73,896,569</b>	<b>912</b>	<b>6,721,011</b>	<b>365</b>
福井	330	21,057,814	283	1,924,253	115
敦賀	67	4,371,708	54	285,051	27
武生	158	9,831,896	115	478,509	56
小浜	22	1,778,333	19	264,768	8
大野	55	4,507,485	50	558,882	21
三国	90	5,237,760	74	419,511	32
<b>福井県計</b>	<b>722</b>	<b>46,784,996</b>	<b>595</b>	<b>3,930,974</b>	<b>259</b>
<b>総計</b>	<b>2,602</b>	<b>177,731,717</b>	<b>2,187</b>	<b>16,373,211</b>	<b>925</b>

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 2,603	千円 177,680,008	人 2,186	千円 16,382,162	人 925
	修正申告額による増差額	26	228,562	54	26,052	27
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	16 △	176,853	36 △	35,004	14
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 2,602	177,731,717	実 2,187	16,373,211	実 925
過年分	申 告 額	71	3,562,394	62	224,840	38
	修正申告額による増差額	542	6,661,164	777	1,242,519	301
	更正による増差額	1	14,241	3	4,985	3
	更正等による減差額	70 △	927,759	104 △	344,816	60
	決 定 額	3	76,952	2	2,386	2
	計	実 674	9,386,992	実 921	1,129,914	実 344
合 計	申 告 額	2,674	181,242,402	2,248	16,607,002	963
	修正申告額による増差額	568	6,889,726	831	1,268,571	328
	更正による増差額	1	14,241	3	4,985	3
	更正等による減差額	86 △	1,104,612	140 △	379,820	74
	決 定 額	3	76,952	2	2,386	2
	計	実 3,276	187,118,709	実 3,108	17,503,125	実 1,269

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	2	30	10	981	-	-
過 年 分	579	93,750	55	24,414	90	154,305
合 計	581	93,780	65	25,394	90	154,305

## 5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	203	17,396,290	301,827	65,307	219,010	490
1 億円超	482	66,889,469	691,181	538,870	2,435,208	1,574
2 "	130	31,070,219	183,724	159,837	2,361,393	442
3 "	67	25,603,902	98,908	228,099	2,876,749	231
5 "	22	13,032,090	140,918	49,041	2,029,985	85
7 "	12	9,813,932	51,263	23,917	1,957,686	38
10 "	7	9,544,728	-	60,119	2,599,005	18
20 "	2	4,329,378	-	44,000	1,903,126	5
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	925	177,680,008	1,467,820	1,169,189	16,382,162	2,883

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	5	31	67	75	25	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	23	84	183	135	38	10	4	2	-	-	-
2 "	-	3	20	52	36	15	4	-	-	-	-	-
3 "	1	2	7	21	30	4	2	-	-	-	-	-
5 "	-	-	4	4	10	1	2	-	1	-	-	-
7 "	-	1	2	4	4	1	-	-	-	-	-	-
10 "	-	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	61	188	341	242	59	18	4	3	-	-	-

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	460	19,801,495
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	336	4,854,382
	宅地（借地権を含む。）	868	52,186,704
	山林	196	301,669
	その他の土地	271	5,233,410
	計	<b>883</b>	<b>82,377,659</b>
、物		843	10,007,067
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	161	372,861
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	43	374,251
	売掛金	49	201,738
	その他の財産	79	531,929
	計	<b>201</b>	<b>1,480,779</b>
価証券	特定同族会社の株式及び出資	212	10,021,147
	同上以外の株式及び出資	646	8,955,046
	公債及び社債	225	4,772,247
	投資・貸付信託受益証券	273	4,238,258
	計	<b>760</b>	<b>27,986,698</b>
金、金等		919	42,126,757
用財産		687	403,159
その他の財産	生命保険金等	241	8,246,628
	退職金及び功労金等	85	4,280,574
	立木	58	85,311
	その他	822	12,873,002
	計	<b>840</b>	<b>25,485,514</b>
合計		<b>921</b>	<b>189,867,633</b>
相続時精算課税適用財産価額		62	1,467,820
債務		830	12,771,437
葬式費用		905	2,053,197
計		<b>917</b>	<b>14,824,634</b>
差引資産価額		922	176,510,819
加算贈与財産価額 暦年課税分贈与財産価額		186	1,169,189
課税価格		925	177,680,008

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。